

沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8） 仕様書

1 委託業務名

沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R8）

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

3 業務目的

沖縄鉄軌道については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化、脱炭素社会の実現等の観点から、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組むこととしている。

本業務は、約6万2千件の県民意見や有識者検討会の意見を踏まえ策定された『沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（平成30年5月）』のルート（C派生案：58号、330号）を基本に、調査を行うものである。

令和8年度業務では、令和7年度に算定した費用便益比（概算値）を、有識者による検討会に諮り、意見・助言を得ながら最新の費用便益比を算定（2カ年計画の2年目）し、鉄軌道導入による効果を整理するものである。

【参考：過年度の取組内容について】

これまで、県の算出したB/Cは、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（国土交通省鉄道局）をもとに、貨幣換算の手法が比較的確立されている項目を対象に算定されている。

利用者への効果・影響：所要時間短縮効果、費用縮減効果
供給者への効果・影響：事業者収益、競合事業者収益
社会全体への効果・影響：道路交通混雑緩和効果、道路交通事故削減効果、環境改善効果
その後、令和5年度から6年度にかけては、費用便益比の向上に繋がる便益項目の調査を行い、以下の便益項目について確認。

令和5年度から6年度業務で確認した便益項目
①雨天時の便益、②観光客の滞在増加便益、③応用都市経済モデル（CUE）便益、④土地区画整理事業等の面整備の便益

令和7年度は、第4回沖縄本島中南部都市圏PT調査結果等の最新値や、新たな便益（時間信頼性向上便益、生産性向上便益、令和5～6年度に調査を行った追加便益）等を用いながら、最新の費用便益比（概算値）を算定したところ。

4 業務内容

（1）沖縄鉄軌道導入の方向性案の再整理

令和7年度調査で検討内容を踏まえ、沖縄鉄軌道の導入の方向性（結節点や駅位置等）を再整理する。

（2）概算事業費の精査

① 概算事業費の精査

ア 事業費縮減方策の検討

事業費の縮減方策について、構造、開発計画や沿線まちづくり、整備手法や事業スキーム等、さまざまな観点から検討する。

イ 概算事業費の精査

（1）で整理した方向性に基づき、最新の工事単価等をもとに令和7年度で検討した概算事業費を精査する。

② 事業手法の検討

令和7年度調査結果及び事業費縮減方策等を踏まえて、鉄軌道の早期導入に向けた整備・運営方式及び事業主体、制度等について精査する。

(3) 概略需要予測、便益の算定

① 概略需要予測

(1) の再整理結果を踏まえて令和7年度調査における概略需要予測の見直しを行う。

【予測条件】

- ・ 内閣府調査において R5 中南部都市圏 PT 調査結果等をもとに構築された需要予測モデルの適用
- ・ R5 中南部都市圏 PT 調査における OD 表の適用
- ・ 以下のケースを基本に、フィーダー交通の有無など複数ケースを設定し、需要予測を行う。

C 派生案を基本とした検討ケースについて

検討ケース	那覇市・宜野湾市	宜野湾市・沖縄市	沖縄市・名護市
ケース①	国道 58 号	北谷町経由	恩納村経由
ケース②	国道 330 号		

② 便益の算定

令和7年度調査における便益算定項目に加え、新たな便益算定項目について検討し、便益を更新する。

(4) 整備効果の検討

目指す将来像への対応、地域振興への寄与、交通体系や県民生活等への効果・影響等、期待される整備効果項目を検討する。これをもとに、(3) ①の概略需要予測結果も踏まえて、導入ルート案ごとに定量的・定性的に検討する。

(5) 沖縄鉄軌道の導入の方向性案の評価

① 事業性等の検討

ア 収支採算性の検討

(2) 及び (3) の検討結果をもとに、各ケースについて収支採算性の深度化を行う。

イ B/C の算定

(2) 及び (3) の検討結果をもとに、フィーダー交通との一体的な整備も勘案して各ケースについて B/C を算定する。B/C の算定にあたっては、基本便益のみ計上する場合と、過年度調査で確認された追加便益を考慮する場合について算定する。

② 導入の方向性案の比較検討

C 派生案を基本とした検討ケースについて、整備効果、概略需要、事業性、フィーダー交通を考慮した場合など、多面的な観点から比較検討を行う。

(6) 沖縄鉄軌道導入の方向性のとりまとめ

① 導入の方向性

これまでの検討結果をもとに、沖縄鉄軌道導入の方向性（停車駅・結節点、導入空間、那覇空港接続、フィーダー交通との関係）、導入効果等をまとめた『沖縄鉄軌道導入効果（仮称）』をとりまとめる。その際、各方向性の得失（さまざまな効果・影響、事業性、B/C、課題等）について整理する。

② 実現化の方向性

沖縄鉄軌道の早期導入に向けて、開発計画や沿線まちづくりとの関係や、県民機運醸成、

利用促進策の方向性について検討する。

また、(2)での検討結果を踏まえて事業手法の方向性について検討する。

(7) 検討会運営支援

学識経験者を含む検討会（令和2年に開催したものと同規模相当：県外5名、県内1名、2回開催予定）の運営支援として、会議開催に係る資料作成及び意見対応、議事録作成、出席委員への謝金や旅費の支払い等を行う。

5 本業務に係る提供資料

本業務を履行するために必要な関連報告書については、貸与するものとする。

6 進捗確認

- ・ 別業務『沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査（R8）』（以下、関連業務）と関係性が大きいため、密に情報共有を行うこと。
- ・ 本業務を円滑に履行するため、関連業務も交え、月1回程度は打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）。打ち合わせの内容は打合せ簿を作成し、県の確認を得ること。
- ・ 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。

7 成果品

- ・ 本業務の成果品は次のとおりとする。
報告書：2部（A4版縦カラー）
概要版：2部（A4版横で概要版、公表版を作成）
電子データ：1部（CD-R 又は DVD-R）
その他担当職員から指示のあったもの

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 原稿・データの入力および集計・ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの |
|--|

9 特記事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。特に、仕様書内で記載のない調査の精度や、取りまとめ内容等については、県や国の過年度報告書内の取り扱いを事前確認し、内容等を整理した上で、取り決めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- (3) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。